

## 山梨県動物愛護推進員の募集について

## 1 募集の趣旨

山梨県では、県や市町村が実施する動物愛護行事への協力や、各種動物の飼い方等に関する相談対応など、各地域に根ざした動物愛護の推進に取り組んでいただく動物愛護推進員を募集します。

## 2 委嘱期間

2年間（令和5年7月1日から令和7年6月30日まで）

## 3 主な活動内容

- ① 県及び市町村の開催する動物愛護行事等への協力
- ② 犬及び猫の適正飼養講習会への協力
- ③ ふれあい事業への協力
- ④ 犬、猫等の譲渡事業における新たな飼い主探しへの支援協力
- ⑤ 動物の適正飼養の普及啓発
- ⑥ 動物の適正飼養相談窓口としての協力
- ⑦ 犬及び猫の多頭飼養者の適正飼養相談
- ⑧ 地域猫活動に関する普及啓発、協力活動
- ⑨ 災害時において、県及び市町村が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する対策への協力
- ⑩ その他動物愛護の推進に関すること

## 4 応募資格

- ① 県内に在住し、18歳以上であること。
- ② 動物愛護について熱意と見識があること。
- ③ 「動物愛護推進員養成講習会」の受講が可能なこと。  
（令和5年6月17日（土）を予定）

## 5 応募方法

次の書類を、住所地を管轄する各保健所（「8問い合わせ・提出先」参照）に提出してください。

- ① 山梨県動物愛護推進員応募用紙（別紙）
- ② 活動への抱負（400字程度）
- ③ 動物愛護に関連する各種資格（獣医師免許証、各種学校の卒業証書、各団体の認定する資格の証書等）をお持ちの方は、その写し。

## 6 応募受付期間

令和5年4月17日（月）から令和5年5月26日（金）まで

## 7 委嘱決定方法

次の手続きを経て、委嘱を行います。

- ① 書類審査
- ② 動物愛護推進員養成講習会の受講（必須）
- ③ 委嘱についての意思の再確認
- ④ 委嘱式：令和5年7月8日（土）午後を予定

8 問い合わせ・書類提出先

所属名	住所・電話番号	管轄区域
中北保健所 衛生課 (動物愛護指導センター)	〒409-3812 中央市乙黒 1083 電話:055-273-5034	甲府市(推進員に関することに限る) 甲斐市、中央市、昭和町
中北保健所 衛生課	〒407-0024 韮崎市本町 4-2-4 (北巨摩合同庁舎 1 階) 電話:0551-23-3071	韮崎市、北杜市、南アルプス市
峡東保健所 衛生課	〒405-0003 山梨市下井尻 126-1 (東山梨合同庁舎 1 階) 電話:0553-20-2751	笛吹市、山梨市、甲州市
峡南保健所 衛生課	〒400-0601 南巨摩郡富士川町鯉沢 771-2 (南巨摩合同庁舎 2 階) 電話:0556-22-8151	市川三郷町、富士川町 早川町、身延町、南部町
富士・東部保健所 衛生課	〒403-0005 富士吉田市上吉田 1-2-5 (富士吉田合同庁舎 1 階) 電話:0555-24-9033	富士吉田市、都留市、大月市、 上野原市、富士河口湖町、 西桂町、山中湖村、鳴沢村、 道志村、忍野村、小菅村、 丹波山村
福祉保健部衛生薬務課 乳肉衛生・動物愛護担当	〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1 (山梨県庁本館 5 階) 電話:055-223-1489	

(別紙)

## 山梨県動物愛護推進員応募用紙

令和 年 月 日

次のとおり山梨県動物愛護推進員に応募します。

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

氏 名	年 齢 (生年月日)	才 年 月 日
住 所	〒 _____	
電話番号	_____	
緊急時連絡先	_____	
応募動機	_____	
動物愛護活動を されている場合、 これまでの活動 の実績	_____	
動物愛護に関連 する資格等	_____	

※ 動物愛護に関連する資格等を証明する書類がある場合には、その写しを添付してください。

- 応募用紙提出先：住所地を管轄する各保健所  
(甲府市、甲斐市、中央市、昭和町にあつては動物愛護指導センター)
- 応募受付期間：令和5年4月17日(月)から令和5年5月26日(金)まで